

## V E 提案に係る特約条項

- 第1条 発注者が受注者の VE 提案を採用したときは、受注者は、自己の責任と費用負担において VE 提案を実施しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が採用した VE 提案の実施に必要な範囲内で基本設計図書の記載内容を変更することができる。
  - 3 V E 提案内容、V E 提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は受注者が負担する。発注者が当該 V E 提案の採用を認めることにより、当該 V E 提案に対して受注者の責任が軽減又は免除されるものではない。
  - 4 受注者は、発注者が採用した VE 提案の内容に基づき実施設計図書を作成するとともに必要な許認可の取得及び各種申請等の行政手続を行わなければならない。
  - 5 VE 提案を実施したことによる、業務水準の不達成、費用の増加及び損害の発生その他の事象はすべて、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 第2条 受注者において、VE 提案を実施することができないと判断したときは、直ちに発注者に通知して、発注者との間にて協議しなければならない。
- 2 発注者は、前項の協議に基づき、設計内容及び工期等について入札説明書等（提案書のうち VE 提案部分を除く。）に基づき決定することができ、受注者は、その決定内容に従い施工業務を実施しなければならない。
  - 3 受注者の責めに帰すべき事由により VE 提案を実施することができなかったとき又は受注者の VE 提案の実施に無理があったときは、受注者は、自らの責任及び費用負担により、前項の決定内容に従った施工業務を実施しなければならない。
  - 4 発注者の責めに帰すべき事由により VE 提案を実施することができなかったときは、発注者は、第 2 項の決定内容に従った施工業務を実施するために受注者に生じた増加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。